

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者雇用開発助成金)

(平成19年10月1日現在)

1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）とは？

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者をハローワーク（公共職業安定所）又は職業安定局長の定める項目に同意し、本助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受けている有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

2 受給できる事業主は？

次のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ☐ 雇用保険に事業所が加入していること。
- ☐ ハローワーク又は職業安定局長の定める項目に同意した有料・無料の職業紹介事業者に求人の申し込みを行い、当該機関の紹介により対象労働者（3 対象となる労働者を参照）を雇用保険の一般被保険者として雇い入れること。

（注）ハローワークインターネットサービスで提供される「応募票」だけでは、本文中の「紹介」には該当しませんのでご注意ください。

- ☐ 対象労働者を助成金の受給終了後も引き続き相当期間雇用することが、確実であること。
※雇用期間に定めがあり、その期間満了により離職となる場合は原則として受給できません。
- ☐ 対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月の間（※1）に、雇用する雇用保険の被保険者を事業主都合により離職させていないこと。（63歳を下回る定年を理由として退職させた場合等も含む。）
- ☐ 対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月の間（※1）に、特定受給資格者（※2）となる離職理由で退職した被保険者数が当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていないこと。（発生数が3人以下である場合を除く。）

※1 雇入れ日の前後6ヶ月の間とは、雇入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年間を経過する日までのことをいいます。

※2 特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険の受給資格者をいいます。

- ☐ 賃金台帳、出勤簿又はタイムカード、労働者名簿、雇用契約書又は雇入れ通知書の書類を整備・保管していること。

3 対象となる労働者は？（65歳未満の者に限る）

- a 60歳以上の者
- b 身体障害者
- c 知的障害者
- d 精神障害者
- e 母子家庭の母等 母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、20歳未満の子など一定の扶養親族を有する者
- f 中国残留邦人等永住帰国者（本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者）
- g 北朝鮮帰国被害者等 etc.

※職業紹介を受けた日に雇用保険の被保険者であった者は対象になりません。

（ただし、短時間労働者以外の身体障害者、知的障害者のうち、重度の者又は45歳以上の者、精神障害者は対象となります。）

4 受給できる額と期間は？

助成対象期間を6ヶ月に区分した期間（支給対象期）ごとに支給します。

対象労働者	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	助成対象期間
(イ) (ロ) 及び(ハ) 以外の者	30万円 (25万円)	30万円 (25万円)	/	1年 〈2期分〉
(ロ) 身体障害者、知的障害者のうち重度の者 又は45歳以上の者・精神障害者	40万円 (33万円)	40万円 (33万円)	40万円 (34万円)	1年6ヶ月 〈3期分〉
(ハ) 短時間労働者 ②1	20万円 (15万円)	20万円 (15万円)	/	1年 〈2期分〉

※（ ）内は中小企業以外の助成額

②1…短時間労働被保険者の区分はなくなりましたが、定義はこれまでどおりとなります。

※ この助成金でいう中小企業とは次のいずれかに該当するものをいいます。

業種	資本(出資)額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ サービス業…医療、福祉、教育、学習支援業、情報サービス業、駐車場業、宿泊業、複合サービス業等を含みます。

※ その他の業種…製造業、建設業、運輸業、金融・保険業、不動産業、旅行業等が該当します。

なお、「常時雇用する労働者」とは、2ヶ月以上雇用されている者又は継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

5 受給するための手続きは？

- ① 雇い入れた日
- 但し、※賃金締切日が定められている場合は、雇い入れた日の直後の賃金締切日の翌日。

※賃金締切日に雇い入れた場合は、雇入れ日の翌日。

※賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は、雇入れ日。

から起算して6ヶ月（第1期）を経過した日から1ヶ月以内に、「特定求職者雇用開発助成金第1期支給申請書」をハローワーク事業主支援コーナー（※1）に提出してください。

- ② 第1期の経過後、次の6ヶ月（第2期）{さらに重度身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の身体障害者又は知的障害者、精神障害者の場合は次の6ヶ月（第3期）}を経過後1ヶ月以内に、「特定求職者雇用開発助成金第（2・3）期支給申請書」をハローワーク事業主支援コーナー（※1）に提出してください。

※1 大阪市、吹田市以外に所在する事業所においては、管轄ハローワークでも申請の取次ぎを行います。

※2 第1期の支給申請をしていない場合であっても、第2期以降の支給申請を行うことができます。

詳細については、下記へお問い合わせください。

ハローワーク事業主支援コーナー内「大阪労働局雇用助成金窓口」
大阪市北区梅田1丁目12番39号 新阪急ビル8階 TEL：06-6346-7181

提出書類

- ☐ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）支給申請書
- ☐ 対象労働者雇用状況等申立書
- ☐ 企業の事業内容等
- ☐ 特定求職者雇用開発助成金支払方法・受取人住所届

添付書類

- ☐ 賃金台帳（雇入れ日から支給対象期末日までに支払われた分）
 - ☐ 出勤簿又はタイムカード（雇入れ日から支給対象期末日までの分）
 - ☐ 労働者名簿
 - ☐ 雇用契約書又は雇入れ通知書
 - ☐ 60歳以上の者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母等及び中国残留邦人等永住帰国者等に係るそれぞれに該当することを証明する書類（公的機関が発行した証明書等）
 - ☐ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - ☐ 有料・無料職業紹介事業者の発行した紹介証明書（ハローワークの紹介による場合は不要）
- ※ 上記以外にも大阪労働局長が求める書類を提示又は提出していただくことがあります。

ご注意ください

1. 次のいずれかに該当する場合には、助成金の支給を受けることができません。又、既に支給した助成金については返還していただきます。
 - ◇ ハローワーク又は職業安定局長の定める項目に同意した有料・無料職業紹介事業者の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合。
 - ◇ 助成金の支給中や支給対象期間が終了してから、対象労働者を事業主の都合により離職（勸奨退職等を含む）させた場合。（ただし自己都合離職、死亡等の場合は除く。）
 - ◇ 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合。
 - ◇ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合。
 2. 支給対象期（助成対象期間を6ヶ月ごとに区分した期間）に係る対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合には、助成金の支給が受けられません。
 3. ハローワーク又は職業安定局長の定める項目に同意した有料・無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、対象労働者からの申し出があった場合には、助成金の支給が受けられません。
 4. 助成金の支給を行う際に、前々年度より前の年度に係る労働保険料が納入されていない場合、助成金の支給が受けられません。
 5. 偽りその他不正の行為により助成金を受給し、又は受給しようとした場合は、助成金の返還又は不支給処分とし、その対象労働者に係る助成金の残りの支給対象期間分がある場合はそれらについても受給することはできません。さらに、以後3年間にわたり当該助成金の他、各種助成金の支給が受けられなくなります。
 6. 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合は、当該助成金の支給が受けられません。
 7. 定められた支給申請期間内に支給申請書の提出がない場合は助成金の支給が受けられません。
 8. 支給申請から支給決定までの間及び受給後において、賃金台帳等の他に総勘定元帳及び現金出納簿等の会計帳簿書類を提示又は提出していただくことがありますので、これらの書類については、助成金の受給後5年間は適切に保管してください。
- ※ 対象労働者の雇入れにあたり、試行雇用奨励金等、他の助成金を受けている場合は、当助成金が支給されない場合があります。

ハローワーク・大阪労働局職業安定部雇用保険課

障害者雇用実践セミナー & 障害者合同就職面接会

参加企業募集中
無料

こうすればできる！障害者雇用！

3/7
(金)

- ◆会場 エル・おおさか（大阪府立労働センター）
- ◆主催 大阪府

第一部 障害者雇用実践セミナー

10:30～12:00

「障害者雇用の基礎とポイント」をテーマに、雇用促進のセミナーと、ITなどを利用して雇
用した企業の事例発表(1社予定)、質疑応答を行います。

◆定員 100名(先着順)

- 企業の責任者や採用ご担当者を対象としたセミナーです。
- 初めて障害者の採用を検討されている企業の方も大歓迎！

第二部 障害者合同就職面接会

13:00～16:00

◆参加企業 15社(予定) 募集中

- 多くの求職者と面接できます。
- 見学のみの希望も受け付けます。

※合同就職面接会の紹介業務はJOBプラザOSAKAを通じて行います。

「JOBプラザOSAKA」とは

大阪府が大阪府立労働センターに設置した施設で、障害者等の就職困難者を対象にキャリアカウンセリング、
各種セミナー等のほか、求人開拓を含めた職業紹介、就職者の定着支援などを、すべて無料で実施しています。

※内容が若干変更する場合もございますので、ご了承下さい。
参加方法等の詳細については、裏面をご覧ください、お申し込み下さい。

 大阪府

障害者雇用実践セミナー & 障害者合同就職面接会 参加企業募集中！

日 時

平成20年3月7日(金)

会 場

**エル・おおさか 本館
(大阪府立労働センター)**

第一部:エル・おおさか本館6階 606号室

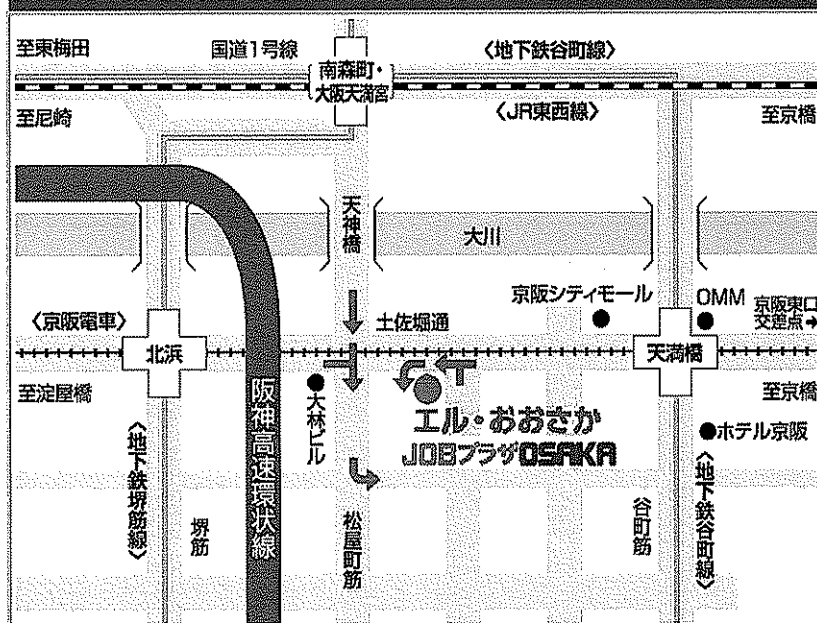
第二部:エル・おおさか本館10階

●最寄り駅

京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋駅」
より西へ300m

京阪電車・地下鉄堺筋線「北浜駅」
より東へ500m

会場地図



下記をご記入の上、FAXください。 FAX 0800-700-6949(フリーコール)

障害者雇用実践セミナー & 障害者合同就職面接会 参加申込書					
事業所名	※支店名・営業所名までご記入ください				
所在地	〒 —				
TEL		FAX		E-mail	
参加者	※役職名もご記入ください				
				役職名	
参加申し込み	※参加希望のイベントを○で囲んでください				申し込み日 月 日
	一部: 障害者雇用実践セミナー	参加する		参加しない	
	二部: 障害者合同就職面接会	ブース出展する	ブース出展しない	見学	
ご質問 聞きたいこと					

※参加申込書が到着後、参加確認のご連絡を致します。

※第二部のブース出展申し込み締め切りは平成20年2月1日です。

※参加申込書に記入いただいた個人情報は、本事業の実施以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

JOBプラザOSAKA

TEL: 06-6910-3765

0800-123-4109 (フリーコール)

FAX: 06-6949-4755

0800-700-6949 (フリーコール)

URL: <http://www.jobplazaosaka.jp> E-mail: jpo@jobplazaosaka.jp

開館時間 9:00~21:00

(年末年始を除く毎日開館)

 大阪府

障害のある方、事業主の皆様へ

職場実習は障害者雇用への第一歩です

— 障害者就職準備訓練事業のご案内 —

◆ご存知ですか？「障害者就職準備訓練事業」

この制度は、働きたいけど、「今まで働いたことがない」「自分はどんな仕事ができるんだろう」と不安を抱える障害のある方や、障害者を雇いたいけれど、「今まで雇用したことがない」「実際にどんな仕事ができるのか分からない」と不安を感じられている事業主に対し、職場実習を通して実際に「働く」・「雇用する」・「一緒に働く」ことを体験していただく制度です。

訓練（職場実習）は、府内事業所に大阪府が委託して行います。

◆準備訓練（職場実習）を利用できる障害者

求職者である身体障害者、知的障害者、精神障害者で、公共職業安定所長の準備訓練（職場実習）に対する「受講指示」を受けた方（公共職業安定所への求職登録が必要です。）

◆準備訓練（職場実習）を利用できる事業所

次の項目に該当するとともに、公共職業安定所長が適当と認めた事業所

- ①職場実習を行う設備的余裕があること
- ②指導員として適当な従業員がいること
- ③労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること
- ④労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
- ⑤公共職業安定所に求人登録をしていること

※実習終了後における、当該訓練生（障害者）の雇用を条件とするものではありませんが、訓練中は雇用に向けての課題解決ができるよう工夫をお願いします。

◆訓練期間 2週間以内（重度障害者の場合は4週間以内）

◆訓練に際しては、訓練手当及び委託料が支払われます。

訓練期間中は、大阪府から訓練生（障害者）に対しては訓練手当が、訓練受託事業主には委託料が支払われます。

- ①訓練手当：平均日額4,700円程度を訓練生（障害者）に対し、支給します。
- ②委託料：障害者1人につき日額960円（重度障害者は日額1,000円）を事業主に対し、支給します。

訓練期間中、訓練生の労働者災害補償保険については、大阪府が加入し、その保険料も大阪府が負担します。

◆お問い合わせ先

最寄りの公共職業安定所 又は、
大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課障害者雇用グループまで
(TEL: 06-6944-6759 / FAX: 06-6944-6758)

<http://www.pref.osaka.jp/koyosuishin/syogaisyakoyo/index.html>

大阪府ハートフル企業（障害者雇用貢献企業）顕彰制度

大阪府ハートフル企業顕彰制度とは

障害のある人の働く場面の増加と働く機会の拡大に焦点をおき、大阪府内の事業所における障害者雇用にかかわる諸活動を広く府民に知っていただくため、大阪府が「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」と協働で実施している事業です。

事業所における雇用実績、新たな雇用創出、職域開発、特別に工夫されている取組み、地域の関係者との連携などの諸活動を、表彰式等を通じて積極的にPRします。

対象となる事業所

大阪府内の「民間事業所」で、法人格の有無は問いません。

事業所単位の応募も可能です。

対象となる主な貢献活動

- 障害のある人の雇用及び雇用継続
- 障害のある人の職場実習や他の企業関係者の見学の受入
- 障害のある人の職業能力開発や働く場面を拡大していくような活動
- 障害のある人が働く企業や施設等への発注
- 障害のある人の日常生活面の支援
- 障害のある人のスキルアップ等の支援
- 障害のある人が働くことについての啓発活動
- 障害のある人の雇用に関係する各種活動

評価方法と表彰

上記の貢献活動の実施にあたって、配慮や工夫をしている取組みを総合的に評価します。

実施主体である「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」が、選考委員会を設け審査します。

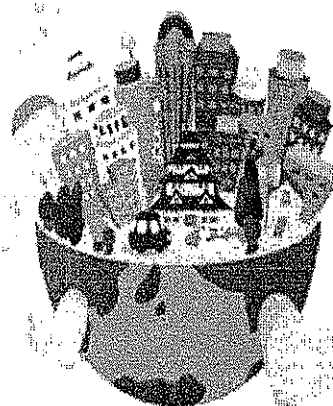
最優秀事業所を大阪府へ推薦し、大阪府が知事による表彰として「ハートフル企業大賞」を贈呈します。

（「障害者の雇用の促進等に関する法律」など労働関係法令を遵守していない企業は対象になりません。）

受賞事業所は、毎年9月に開催する「障害者雇用フォーラム in 大阪」で表彰し、あわせて大阪府のホームページ等で広報します。

ご応募ください ご推薦ください

大阪府ハートフル企業顕彰制度
大阪府障害者雇用支援ネットワーク協働実施



応募の方法

上記の貢献活動に取り組んでいる事業所からの自薦、若しくは事業所と関係のある支援者等からの他薦によります。ぜひご応募ください。

「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」が実施する受付期間に、所定の応募票を提出してください。

（参考：平成19年度は5月1日から6月30日の期間受付）

問い合わせ先

「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」顕彰事業部

〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか 11階

電話：06-6949-0350 F A X：06-6949-1256

大阪府ハートフル企業顕彰制度ホームページ <http://www.o-heartfull.jp>

【事業主の方へ】トライアル雇用のご案内

平成19年4月現在

厚生労働省では、就職を希望する次の①から⑥の者であって、公共職業安定所長がトライアル雇用を実施することが適当であると認める者（以下「対象労働者」といいます。詳しくは6ページの「対象労働者一覧」を参照ください。）を対象とするトライアル雇用事業を行っています。

〔①45歳以上の中高年齢者、②35歳未満の若年者等、③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤障害者、⑥日雇労働者・ホームレス〕
トライアル雇用には、次のような特長があります。

1. 企業は、ハローワークが紹介する対象労働者を、短期間（原則として3か月間）試行的に雇うこと（以下「トライアル雇用」といいます。）により、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図っていただきます。
2. 企業は、トライアル雇用中に対象労働者の適性や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。
3. また、企業は、トライアル雇用を実施した場合、トライアル雇用終了後、一定の要件を満たした上で、奨励金の支給を受けることができ、雇入れにかかる一定の負担軽減が図られます。
4. 対象労働者にとっても、企業の求める適性や能力・技術を実際に働くことで把握することができ、また、トライアル雇用中に努力することで、その後の常用雇用への道が開かれます。

厚生労働省・都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）

1 トライアル雇用の概要

ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則3か月ですが、1か月又は2か月の実施や、実施後に一定期間の延長をすることも可能です。）雇用し、その間に、事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。

特に①から④の対象労働者については、その後の常用雇用に結びつくように、トライアル雇用期間中に実務能力の向上を図るための取組を事業主に行っていただきます。

トライアル雇用を行う事業主には次の試行雇用奨励金（以下「奨励金」といいます。）が支給されます（ただし、要件を満たす場合に限りです。右頁の留意事項をお読みください。）。

2 奨励金の支給

トライアル雇用を行う事業主には、トライアル雇用を行う対象労働者1人につき、月額40,000円が最大3か月間支給されます。

3 トライアル雇用の実施

ハローワークでは仕事を探される方との相談の中で、職業経験や労働市場の状況などを考慮して、就職のためにトライアル雇用を経ることが適当だと思われる方を対象労働者とし、適切な求人者の方にご紹介します（トライアル雇用を実施しようとする求人者の方には、トライアル雇用の趣旨をよくご理解いただいた上で、求人票を、事前にハローワークに提出していただきます。）。受入可能であれば採用面接を実施し、トライアル雇用を実施するかどうかを決めていただきます。採用に際しては、関係法令に基づき、事業主と対象労働者との間で雇用契約を結びます。

また、①から④の対象労働者をトライアル雇用する事業主の方には、常用雇用への移行の促進を図る観点から、トライアル雇用期間中の労働条件、トライアル雇用中に講じる措置（どのような指導・訓練等を実施するのか）、常用雇用への移行のための要件（どのくらいの業務遂行が可能であれば常用雇用できるか）等に関する「トライアル雇用実施計画書」を、雇入れから2週間以内

に、対象労働者と十分に話し合い、その同意を得た上で提出していただきます。

4 報告書兼支給申請書の提出

トライアル雇用が終了したとき、又はトライアル雇用期間中に常用雇用に移行したことにより、奨励金の支給を受けるには、トライアル雇用を終了した日の翌日から起算して1か月以内（※）に、「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」に、上記3の計画書の写し、当該労働者の出勤簿・賃金台帳等の写しを添えてハローワークに提出してください（奨励金の支給には対象労働者本人の記名・押印又は署名が必要です）。

※ 支給申請期間はトライアル雇用が終了した日の翌日から起算して1か月以内であることにご留意ください。

5 留意事項

この事業の対象になるのは、ハローワークに求職登録している対象労働者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れた場合です（紹介状に「トライアル雇用」と明記されています）。

トライアル雇用の実施により、対象労働者の常用雇用を義務付けるものではありませんが、特に①から④の対象労働者のトライアル雇用については、常用雇用への移行を前提としたものであることをご理解いただき、できる限り常用雇用へ移行するよう努力していただきます。そこで、事業所の方には、トライアル雇用期間中の対象労働者の実務能力の向上などが重要である点についてご理解いただき、業務等に意欲的に取り組むような指導や助言をしていただくようお願いします。ただし、能力等を考慮した上でどうしても困難と判断される場合には、トライアル雇用だけで終了しても構いません。

※ 奨励金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります（詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください）。

- ・ 職業経験、技能、知識、労働市場の状況等から判断して、安定就業の実現や雇用機会の確保のためにはトライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者を、ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れたこと。
- ・ ハローワークから職業紹介を受ける以前に当該職業紹介に係る対象労働者を雇用することを約していないこと。

- ・ 雇用保険の適用事業主であること。
- ・ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用を終了した日までの間（以下「基準期間」といいます。）に、当該トライアル雇用に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者（短時間労働被保険者等を除く。）を事業主の都合により解雇等をしたことがないこと。
ただし、障害者トライアルを実施した事業主について、当該障害者トライアル雇用期間中の1週間の所定労働時間が30時間未満となる場合は、これらに加え、基準期間において短時間労働被保険者となる他の障害者を事業主の都合により解雇したことがないこと。
- ・ 基準期間に、当該トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者（注）となる離職理由によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6％に相当する数を超えて離職させていないこと。
- ・ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間ににおいて、当該トライアル雇用に係る対象労働者を雇用したことがないこと。
- ・ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該トライアル雇用開始の日の前日までの間ににおいて、当該トライアル雇用に係る対象労働者（日雇労働者を除く。）を雇用していた事業主と、資本金、経済的・組織的関連性等からみて、新たに雇い入れられたものとして助成金を支給するに当たって適当でないと判断される事業主でないこと。
- ・ 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のすべての保険年度において、トライアル雇用を実施した事業所が労働保険料を納入していること。
- ・ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間ににおいて、悪質な不正行為により本来受けることのできない奨励金及び各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと。
- ・ トライアル雇用を実施する事業所において、トライアル雇用された労働者（以下「試行雇用労働者」といいます。）の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備・保管していること。
- ・ トライアル雇用期間中の試行雇用労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること。
- ・ 季節労働者のトライアル雇用については、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の事業を行っていること。

（注） 離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者をいいます。

対象労働者一覧

以下のいずれかの要件を満たす者のうち、公共職業安定所長がトライアル雇用が適当であると認める者。

① 中高年齢者

トライアル雇用開始時に45歳以上65歳未満であって、原則として雇用保険受給資格者である者。

② 若年者等

トライアル雇用開始時に35歳未満の者。

③ 母子家庭の母等

母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは雇用保険法施行規則別表第2に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養している者。

生活保護法第19条に規定する都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が生活保護法による保護を決定した者。

④ 季節労働者

雇用保険法施行規則第113条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する地域に所在する事業所において、同項に規定する厚生労働大臣が指定する業種に属する事業を行う事業主に、季節的業務に従事する労働者として雇用され、当該年度の10月1日以降に離職した者のうち、雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）であって、トライアル雇用開始時に65歳未満である者。

⑤ 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に定める障害者及びそれ以外の障害者（身体障害者障害程度等級7級の者、難病者、低身長症、薬物中毒者等）。

⑥ 日雇労働者・ホームレス

日雇労働者（日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者）として雇用されることを常態とする者。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条に定めるホームレス。

トライアル雇用実施計画書

提出日 平成 年 月 日

①企業名		フリガナ									
②トライアル雇用を行う事業所	名称 (①と同じである場合は省略可)	フリガナ				雇用保険適用事業所番号					
						- - - - -					
	所在地 (〒 -)					電話 () -					
③対象労働者氏名	フリガナ				生年月日		大正・昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)				
④対象者種別 (いずれかに○)	1.中高年齢者 2.若年者等 3.長期若年無業者等 4.母子家庭の母等 5.季節労働者										
⑤トライアル雇用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				⑥トライアル雇用に係る求人番号 - - - - -						
⑦トライアル雇用中に講じる措置の内容					⑧常用雇用に移行するための要件						
⑨トライアル雇用中の労働条件	賃金	基本給 月額・日額・時給 定額的に支払われる手当 1か月当たり								円 円	
	就業時間	____ : ____ から ____ : ____ まで 週休 ____ 日 1週間当たりの所定労働時間 ____ 時間 (通常の労働者の1週間当たりの所定労働時間 ____ 時間) (補足説明:)									
	その他										
⑩トライアル雇用に係る事務手続の担当者	氏名					役職					
	連絡先 (②の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 -)				電話 () -		(内線)			
上記内容について、同意します。 (トライアル雇用実施労働者氏名)							公共職業安定所受理印				
記名押印 又は署名											
(備考)							受理番号: 連絡先安定所:				

注 ④欄の「3.長期若年無業者等」に○を付すのは、対象者が35歳未満であって、トライアル雇用期間中の1週間の所定労働時間が通常の労働者より短い時間(20時間以上30時間未満)でトライアル雇用を実施する場合であり、それ以外は「2.若年者等」に○を付すこと。

〔提出上の注意〕

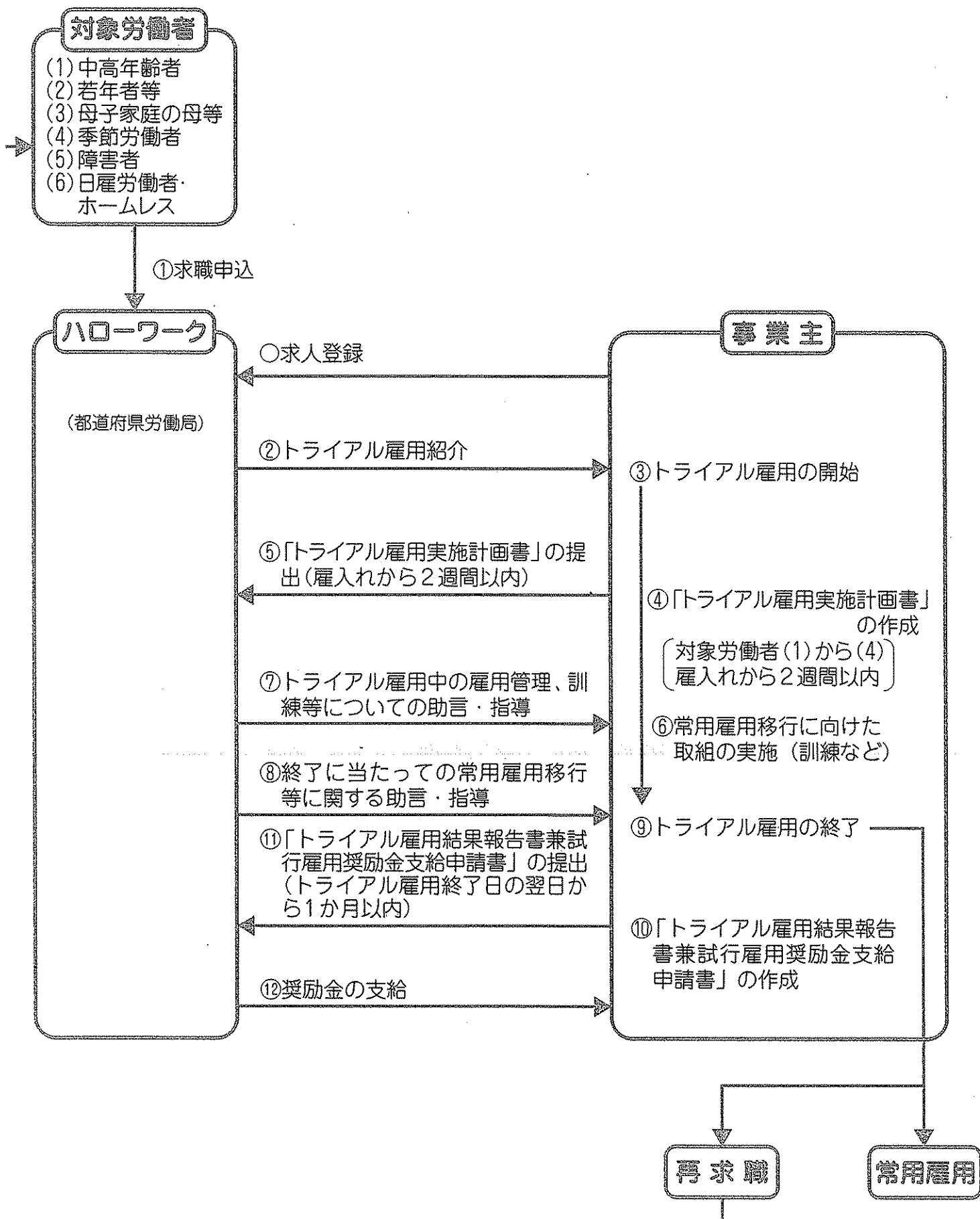
①から④の対象労働者をトライアル雇用する場合には、この計画書をトライアル雇用による雇入れの日から2週間以内に対象労働者を紹介したハローワークに提出してください。

記入に当たっては、内容について対象労働者とよく話し合い、同意の署名又は押印を得た上で提出してください。

〔記入上の注意〕

- 1 ①欄・②欄は次により記入してください。
 - (1) トライアル雇用を実施する事業所が支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄にはトライアル雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」にはトライアル雇用を実施する事業所の番号を記入してください。企業の他の事業所（本社等）で一括して雇用保険に加入している場合には当該加入している事業所の番号を記入してください。
- 2 ③欄には対象労働者の氏名・生年月日及びトライアル雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
- 3 ⑤欄にはトライアル雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
- 4 ⑥欄には紹介状裏面の求人番号を記入してください。
- 5 ⑦欄にはトライアル雇用期間中に対象労働者のために実施する指導・研修・訓練、環境整備等、常用雇用への移行に有効な措置を具体的に記入してください。
- 6 ⑧欄には、トライアル雇用を終了した後、常用雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
- 7 ⑨欄にはトライアル雇用期間中の労働条件を記入してください。
- 8 ⑩欄には、本計画についてハローワークから問合せをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。

トライアル雇用事業の流れ



事業所の皆様へ

基礎訓練から就職後まで一貫して支援します

**障害者就業・生活支援センター
(障害者雇用支援センター)
をご利用ください。**

障害者就業・生活支援センター（障害者雇用支援センター）とは、「障害のある方を採用してもすぐに辞めてしまう」「どのようにして障害のある方に仕事を教えればいいのか」など、このような悩みをもつ事業者の方々を支援していこうというものです。

【支援内容】

- ① 求人相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。
- ② 雇用にあたっての、公共職業安定所等との調整を行います。
- ③ 基礎訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。
- ④ 各種助成制度を紹介します。

※ その他にもさまざまな支援活動を行っています。

【参考】 障害者就業・生活支援準備センターについて

大阪府は、障害者就業・生活支援センター（障害者雇用支援センター）の設置を促進するため、市町村、運営法人といっしょになり準備と実績づくりを行う「障害者就業・生活支援準備センター」事業を身近な地域で実施しております。

準備センターの業務は、基本的に障害者就業・生活支援センターの業務と同じです。

障害者雇用ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/koyosuishin/syogaisyakoyo/index.html>

★障害者雇用支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、訓練生として施設に受け入れ、企業への雇用に関する支援を行っています。

名 称	活 動 区 域	所 在 地	T E L	F A X
箕面市障害者雇用支援センター	箕面市・池田市・豊能町	箕面市稲 1-11-2	072-723-8801	072-723-8803

★障害者就業・生活支援センター / 障害者就業・生活支援準備センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

名 称	活 動 区 域	所 在 地	T E L	F A X
大阪市 障害者就業・生活支援センター	大阪市	平野区喜連西 4-7-19	06-4302-8977	06-4302-8980
北河内東 障害者就業・生活支援センター	大東市・四條畷市・交野市	大東市末広町 15-6	072-871-0047	072-889-2365
堺市 障害者就業・生活支援センター	堺市	堺市南区桃山台一丁 23-1	072-292-1826	072-291-1252
南河内南 障害者就業・生活支援センター	富田林市・河内長野市・ 大阪狭山市・河南町・太子町・ 千早赤阪村	富田林市若松町西 1-1888-1	0721-20-6576	0721-20-2778
すいた障害者 就業・生活支援センター	吹田市	吹田市元町 19-15 丸二ビル 102 号	06-6317-3749	06-6317-3749
高槻市障害者 就業・生活支援センター	高槻市・島本町	高槻市城北町 1-7-16 リベン'城北 2 階	072-662-4510	072-662-4700
八尾・柏原障害者 就業・生活支援センター	八尾市・柏原市	八尾市楽音寺 1-84	072-940-1215	072-940-1213
とよなか障害者 就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ緑地 1 階	06-4866-7100	06-4866-7755
東大阪市障害者 就業・生活支援準備センター	東大阪市	東大阪市高井田元町 1-2-13	06-6789-0374	06-6789-2151
枚方市障害者 就業・生活支援準備センター	枚方市	枚方市大垣内町 2-1-20 市役所別館 1 階 枚方市障害福祉室 (相談窓口)	090-2064-2188 (相談専用)	072-848-8911
南河内北障害者 就業・生活支援準備センター	松原市・羽曳野市・藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-3 セル古市 103	072-957-7021	072-957-1604
寝屋川市障害者 就業・生活支援準備センター	寝屋川市	寝屋川市本町 1-2	090-4569-0706 (相談専用) 072-822-0502	072-822-0522
貝塚市障害者 就業・生活支援準備センター	貝塚市	貝塚市島中 1-3-10	072-422-3322	072-433-9923
茨木・摂津障害者 就業・生活支援準備センター	茨木市・摂津市	摂津市鳥飼上 5-2-8 ふれあいの里	072-653-1212	072-664-0321
北河内西障害者 就業・生活支援準備センター	守口市・門真市	門真市元町 20-26	06-6900-3988	06-6900-3988
泉州北障害者 就業・生活支援準備センター	和泉市・泉大津市・高石市・ 忠岡町	和泉市池田下町 1341-12-10	0725-26-0222	0725-26-0031
泉州南障害者 就業・生活支援準備センター	泉佐野市・阪南市・泉南市 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市鶴原 1468 泉佐野市下瓦屋 222-1 (相談窓口)	072-463-7867	072-463-7890

(平成 19 年 10 月 20 日現在)

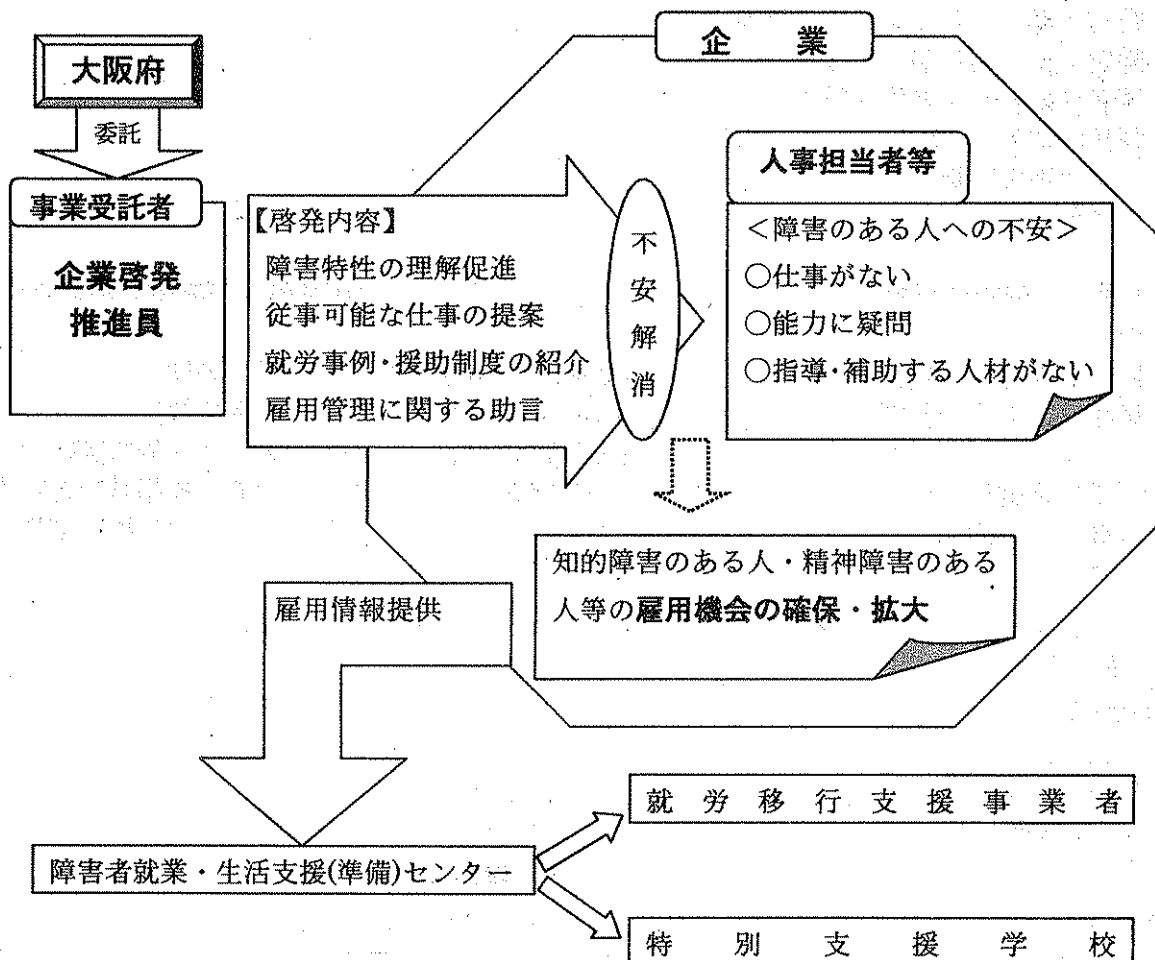
※ 訪問を希望される場合、裏面アンケートを送信してください。追って、訪問日時を調整させていただきます。

障害者雇用企業啓発推進事業

～企業啓発推進員が事業主や企業の人事担当者に

知的障害のある人や精神障害のある人等の従事可能な仕事を提案！～

委託先（社会福祉法人大阪知的障害者育成会）に配置する「企業啓発推進員」が、知的障害のある人や精神障害のある人等の雇用に不安や先入観のある企業を訪問し、障害のある人の従事可能な仕事の提案、就労事例や援助制度の紹介、雇用管理に関する助言などを行い、知的障害のある人や精神障害のある人等の雇用機会の拡大につなげていきます。



障害者雇用企業啓発推進事業アンケート

□該当するところに○をつけてください。

問1 障害のある方の雇用状況について

障害の内訳	現在雇用している	現在は雇用していないが、過去に雇用したことがある	雇用したことがない
身体障害のある方			
知的障害のある方			
精神障害のある方			

問2 問1で「現在は雇用していないが、過去に雇用したことがある」「雇用したことがない」と回答された方にお伺いします。どのような理由からですか。(複数回答可)

- ア 経営状態から見て雇用する余裕がない
- イ 障害のある方に適した業務内容がない
- ウ 障害のある方を指導・補助する人材がいない
- エ 採用時に適性、能力を十分に判断できない
- オ 社員の理解や協力が得られない
- カ その他()

問3 貴社で、障害のある方の雇用を進めるためには、どのような援助制度が有効であると考えられますか。

- ア 障害のある方の雇入れにあたっての賃金助成や作業施設等の整備費用の助成
- イ 障害のある方の作業能力に関する情報提供や障害者雇用に係る好事例の提供
- ウ 「ジョブコーチ」等の雇用前後における専門的な助言・援助などを行う人的な支援
- エ 「障害者就業・生活支援センター」等の障害者雇用に関する不安や悩みを相談できる人的支援
- オ 「職場適応訓練」や「トライアル雇用」等の障害のある方の適性や能力の見極め支援
- カ その他()

貴社名			
貴社の住所			
ご担当部署			
ご記入者の役職		(フリガナ) ご記入者の氏名	
電話番号		E-mail アドレス	

ご記入いただいた内容や個人情報につきましては、本事業の目的以外には使用いたしません。

お忙しいところご協力ありがとうございました。このアンケート調査は、FAXにてご回答下さいますようお願いいたします。

送信先：大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課障害者雇用グループ

FAX 06-6944-6758

〈障害者雇用企業研修会〉

大阪府精神障害者社会生活適応訓練事業のご案内

精神障害のある方が一定期間協力事業所に通い、仕事を通じて、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養うための訓練を行うことにより、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ります。

事業の概要

- ◆ **対象者** 回復途上にあり、社会的規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害のある方であって知事が、本事業の効果が期待されると認めた方。
- ◆ **協力事業所** 精神障害のある方に対する理解が深く、精神障害のある方に仕事を提供し、社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、知事が適当と認める方。
大阪府と訓練委託契約を結び、訓練を引き受けていただきます。訓練生1人につき1日2千円（月20日が上限）の委託金が協力事業所に対して支払われます。
- ◆ **訓練期間** 6ヶ月が一つの期間となります。訓練期間の延長申請が認められると6ヶ月延長されます。（最長2年まで）
- ◆ **実施主体** 都道府県その他、政令市も事業を行うことができます。大阪府域では大阪府その他、大阪市及び堺市が事業を実施しています。（詳しくは当該市の担当窓口へお問い合わせください。）
- ◆ **訓練の申し込み** 訓練生の居住地を所管する保健所の精神保健福祉担当者までご相談ください。（東大阪市は東、西、中の各保健センター）なお、訓練生となるには支援機関からの推薦が必要です。
- ◆ **保険** 訓練生、協力事業所双方が安心して訓練を行えるよう、大阪府では全ての訓練生に対し、訓練中のケガや、万一の事故等に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入しています。
- ◆ **費用** 訓練生が負担する費用は、訓練先への通所にかかる交通費や昼食にかかる費用等のいわば実費に相当するものです。訓練にかかる費用の負担はありません。
- ◆ **手当** 訓練という位置付けですので、基本的には訓練生への手当はありません。
- ◆ **協力事業所の募集** 大阪府では訓練を引き受けていただける協力事業所を募集しています。
事業所所在地を所管する保健所の精神保健福祉担当者までご連絡ください。

Q&A

Q 協力事業所とはどんな所ですか。また、どのような仕事がありますか。

A 具体的には街のケーキ屋さんやお弁当屋さんといった食品関係、工場のような製造業、会社事務所、ペットショップ等多岐にわたります。仕事は厨房作業や接客、部品組み立て、清掃等その事業所の業種に応じた内容となります。

精神障害に理解のある方ばかりですので、安心して訓練に臨んでいただけます。

問合せ先

健康福祉部障害保健福祉室自立支援課就労支援グループ

電話 06-6941-0351 内線4162 FAX 06-6942-7215

【事業案内】

障害者の実習先・雇用先企業等の職場開拓をお手伝いします！

<企業開拓強化事業>

- 受託事業者が福祉施設の就労支援員等と連携し、企業訪問等により就労支援対象者(※)の実習先及び雇用先となる企業等の情報収集・提供を行います。

※【就労支援対象者】

身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

- ・府内の就労移行支援事業又は就労継続支援事業の利用者
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する府内の更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、生活訓練施設及び小規模授産施設若しくは大阪府障害者福祉作業所運営事業実施要綱に規定する障害者福祉作業所等の福祉的就労施設に入所（通所を含む。）している者であって、原則として、概ね身辺自立が確立し、介助なしに職場への通勤が可能であり、一般就労を希望している者
- ・ジョブライフサポーター登録派遣事業（JLS事業）に登録されている者

障害者の職場実習等受入れ先企業等に奨励金を支給します！

<職場実習等強化事業>

- 障害者の福祉施設から一般就労への移行促進を目的に、障害者の就労に対する意識の醸成や知識の習得向上及び企業等受入れ現場における障害者の就労に対する理解の促進や障害者雇用への意識啓発を図るため、職場実習及び施設外授産（以下「実習等」という。）を受け入れる協力企業等に対して、奨励金を支給します。
- 本事業は、『職場実習等強化事業実施要領』に基づき、予算の範囲内において実施します。
- 実習等受入れ協力事業所に対し、実習者1名につき日額 2,000 円を奨励金として支給します。
- 実習等の期間は、1週間（実習等日数3日以上）以上1ヶ月以内（ただし、1日8時間以内とし、1週5日、1ヶ月20日を限度とします。）

事業主の皆様へ

「企業開拓強化事業等業務委託事業」に御協力ください！

〔事業実施主体〕 大阪府

- 障害者自立支援法が施行され、改革のポイントの一つに「就労支援の抜本的強化」が掲げられ、特に福祉施設から一般就労への移行促進が求められています。
- このため、大阪府においては、障害者個々人の特性にあった実習先及び雇用先等となる企業の開拓強化事業等を委託して実施することとしました。
- つきましては、事業主の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。
- 事業の結果は、この事業の目的以外に使用することはありません。

◇御不明な点については、下記に御連絡ください◇

〔受託事業者〕

株式会社東京リーガルマインド大阪 HRD 本部

担当：石原、山口

〒531-6108 大阪市北区大淀中1-1-30

梅田スカイビルタワーウエスト

TEL (06) 4795-1410

FAX (06) 4795-1412

〔大阪府〕 健康福祉部障害保健福祉室自立支援課就労支援グループ

担当：世登（せと）

〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22

TEL (06) 6944-2095

FAX (06) 6942-7215

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

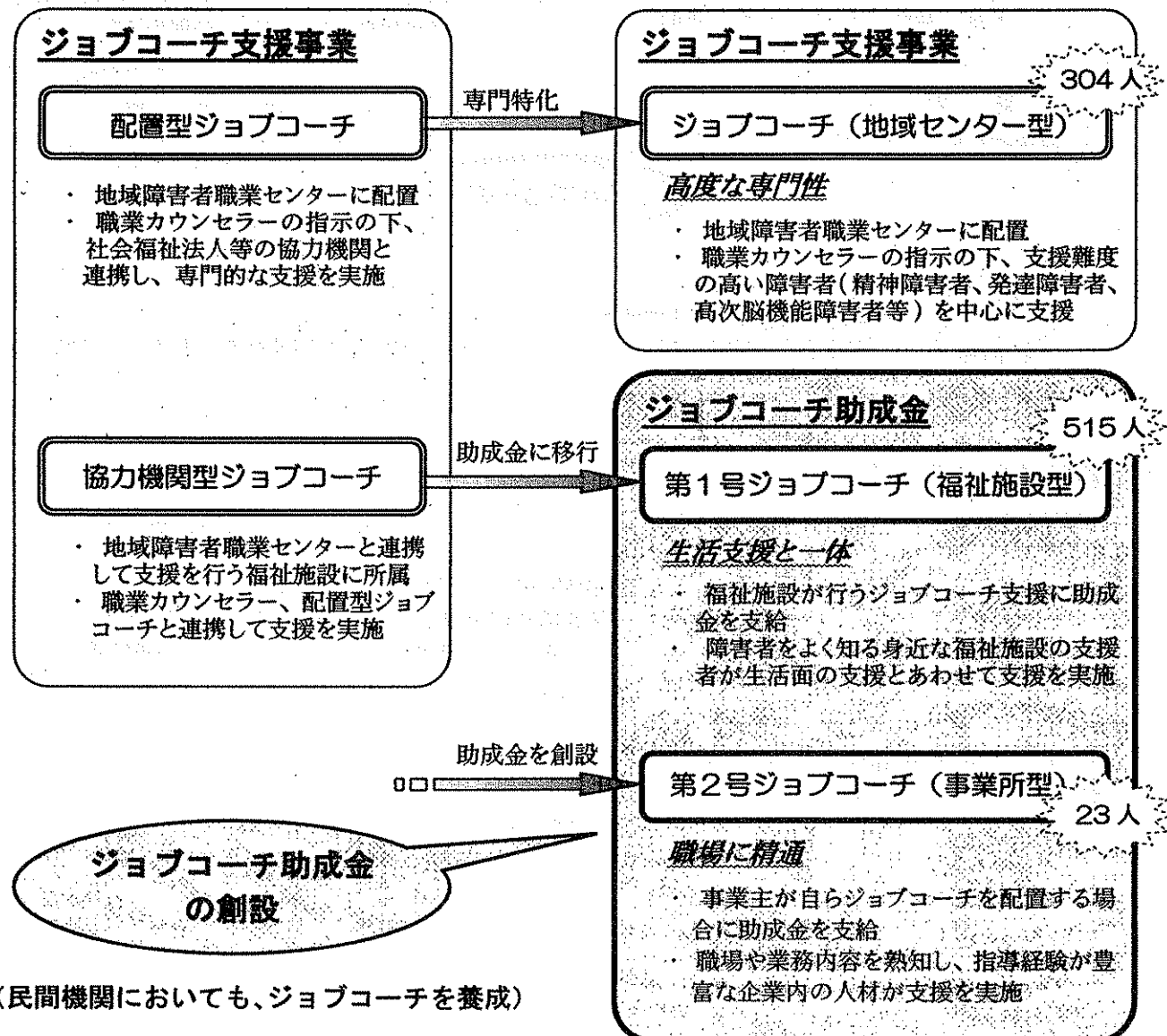
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
→ 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
→ 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
→ 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



* 数字は平成19年3月現在のジョブコーチ数

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

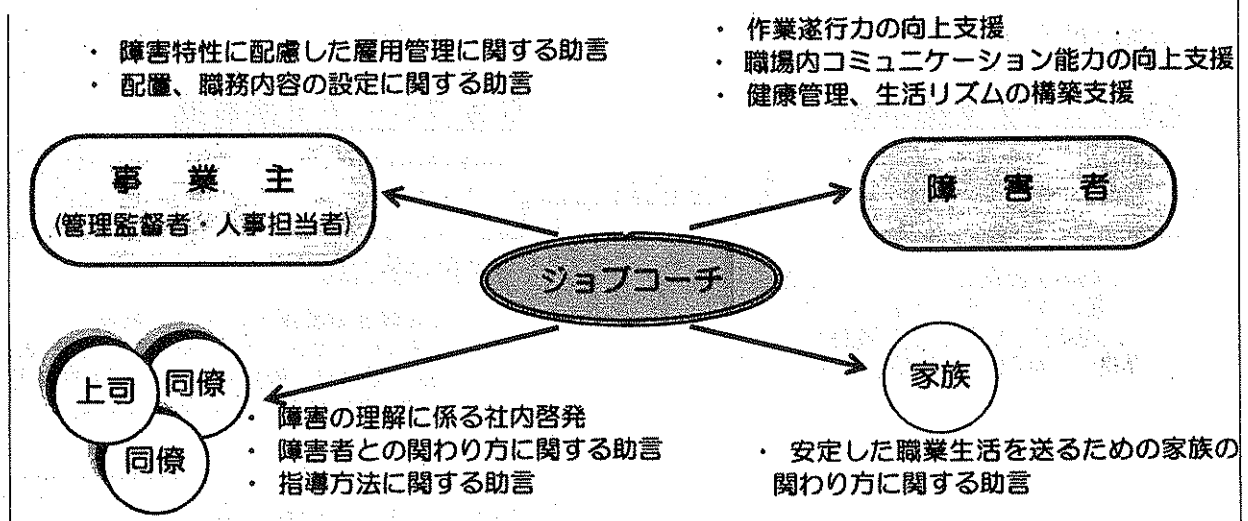
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

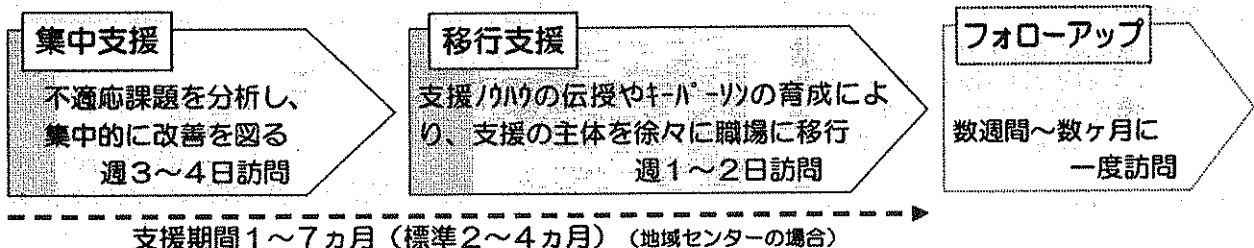
◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数（平成19年3月現在）

計842人	地域センターのジョブコーチ	304人
	第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	515人
	第2号ジョブコーチ（事業所型）	23人

◎ 支援実績（平成18年度、地域センター）

支援対象者数 3,306人

職場定着率 84.3%

（支援終了後6ヵ月：平成17年10月～平成18年9月までの支援修了者3,131人の実績）